

## 中期目標・中期計画一覧表

(法人番号 60) (大学名) 奈良女子大学

中期目標	中期計画
<p>(前文)大学の基本的な目標            奈良女子大学は昭和24年に発足して以来、「女子の最高教育機関として、広く知識を授けるとともに、専門の学術文化を教授、研究し、その能力を展開させるとともに、学術の理論及び応用を教授、研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与すること(奈良女子大学学則)」との目的を掲げ、平成12年以降は、次の4つの基本理念を掲げて教育・研究を進めてきた。</p> <p>理念1 男女共同参画社会をリードする人材の育成            女性の能力発現をはかり情報発信する大学へ</p> <p>理念2 教養教育、基礎教育の充実と専門教育の高度化</p> <p>理念3 高度な基礎研究と学際研究の追求</p> <p>理念4 開かれた大学            国際交流の推進と地域・社会への貢献</p> <p>そして平成25年11月に公表された「国立大学改革プラン」及び「ミッションの再定義」を受けて、奈良女子大学は次の3つを自らの「強み」として認識した。</p> <p>奈良という古都に立地し、日本文化を内側から深く洞察できるポジションにあること。</p> <p>女子大学の中には国公立を合わせて三大学にしかない理学部を有し、「ボリューム」は小さいが「クオリティー」の高い研究、とりわけ「基礎物理学・分子科学・基礎生物学・高エネルギー物理学」における先端的研究を背景に、多年我が国の理系女性リーダーの養成拠点になってきたこと。</p> <p>生産の側からではなく、生活や消費の側から物事を捉える生活科学の伝統を有し、それに基づく「フロンティア教育」により、多くの優れた女性リーダーを養成してきたこと。</p> <p>そこで以上の理念及び「強み」を踏まえ、奈良女子大学は、</p>	

<p>あらゆる分野における女性の活躍を推進する男女共同参画社会を実現するための、女性リーダーの育成拠点となることを目指し、以下のことを「戦略的な中期目標」として掲げ、物事を俯瞰する能力に優れた、教養深き専門家としての女性の養成を図る。</p> <p>古都奈良に立地するという恵まれた環境を活かし、奈良（大和）に発し、大和に育まれた日本文化の特徴と世界史的価値を再発見し、それを通じて、社会や文化を内在的に見つめる力を持ったローカルかつグローバル（グローカル）に活躍できる女性リーダーの育成を目指す。</p> <p>「ミッションの再定義」において「強み」とされた「基礎物理学・分子科学・基礎生物学・高エネルギー物理学」を中心に、理工系諸分野の研究を進め、同時に理工系女性リーダー育成モデルを構築する。</p> <p>国立女子大学としての伝統と使命に基づき、生活や消費の側から物事を捉え研究する生活科学の発展に資し、地球温暖化をはじめ我々を取り巻く自然的、社会的環境が激変する中、その変化に対応するために、新たなライフスタイル創造の教育研究拠点を形成し、その担い手としての女性リーダーを育成する。</p>	
<p>中期目標の期間及び教育研究組織</p> <p>1 中期目標の期間 中期目標の期間は、平成28年4月1日から平成34年3月31日までの6年間とする。</p> <p>2 教育研究組織 中期目標を達成するために、別表1に記載する学部及び研究科を置く。</p>	
<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標 (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標</p>	<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置 (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置</p>

知識の教授に偏らない、学問的感性や知的主体性の陶冶をも視野に入れたバランスのとれた教育を行う。とりわけ、主体性を持った専門家になるためには不可欠な、専門を越えて知を俯瞰する能力を養うために、教養教育の充実に注力する。そして文系、理系を問わず、学生の高度な専門性を備えた女性リーダーとしての成長を促すために、学士課程と修士課程を連続する教育課程として捉えた6年一貫の教育プログラムを確立し、その選択を可能にする。また大学院において、社会人や学び直し希望者等を積極的に受け入れ、多様な教育ニーズに応える多様な教育を実施する。【1-1-1】

- 1 文系、理系を問わず、普遍的・総合的に物事を捉えることに優れ、深い教養に裏打ちされた高度な専門家である、各分野の優れた女性リーダーを育成するために、平成 29 年度までにディプロマポリシー、カリキュラムポリシーを見直し、不断の改善を行う。【1-1-11】  
1
- 2 学生を知識、感性、主体性を兼備した優れた女性リーダーとして成長させるために、短期留学や長期インターンシップの奨励等を組み入れた独自のカリキュラム体系を持った6年一貫の教育プログラムを確立し、平成 29 年度以降の入学生に告知し、平成 31 年度から全ての学科・専攻においてその選択を可能にする。【1-1-12】 2
- 3 6年一貫の教育プログラムの設置による、学生の履修形態の多様化に伴い、一人一人の学生の自発的学修を支え、体系的な履修を可能にするために、科目番号制を導入する。また学生一人一人の履修プログラムに応じた適切な指導を可能にするために、ポートフォリオを整備し、平成 31 年度から活用する。【1-1-13】 3
- 4 学士課程において、学生の学問的感性、知的主体性を育むために、アクティブラーニング中心の授業の数を、教養教育、専門教育、キャリア教育のいずれにおいても増加させ、全ての学生が1セメスターに1科目は、必ずその種の授業を受講する体制を整える。【1-1-14】  
4
- 5 学士課程において、専門教育・教養教育・キャリア教育のバランスのとれた教育を行うとともに、学生の知的主体性を養い、よき市民への成長を促すために、平成30年度にかけて段階的に教養教育を拡充する。本学で「パサーージュ」と呼称している教養ゼミを、全新生が履修可能となるように増やし、高年次において履修を義務づける教養科目を新設する。また平成27年度に始めた英語のグレード別少人数教育を逐次改善していくとともに、スペイン語・アラビア語・ベトナム語等の教育を、新設若しくは拡充する等、引き続き英語以外の語学教育の多様化にも取り組む。加えて大学院においても、専門を深化させる上での物事を俯瞰する力の重要性に鑑み、大学院改組に合わせて教養科目を設置しその履修を可能にする。【1-1-15】 5
- 6 大学院において、社会人や、学び直し希望者等多様な学生を受け入れ、その多様な学生の多様なニーズに応えることができる教育制度を確立する。加えて、入学後に起こる生活状態の変化等にも対応できるように長期履修制度を見直す等、引き続き履修形態の弾力化に取り組む。【1-1-16】 6
- 7 博士後期課程において、学生に学位論文の執筆を円滑に進めさせるために、毎年の学修成果の提出と、その全指導教員による確認を義務づける。【1-1-17】 7

前文で掲げた三つの「戦略的な中期目標」を実現するために必要な教育方法を開発し、確立する。【1-1-2】

- 1 本学が行う大和・紀伊半島地域の地方創生事業の一環として、平成 27 年度に採択された地（知）の拠点大学による地方創生推進事業「共創郷育：「やまと」再構築プロジェクト」（COC+事業）に取り組み、自治体や企業等とも連携して、学生が地域の中に入り、そこで地域の課題を発見し調査・研究する体験型学修プログラムを教養教育・キャリア教育の一環として確立する。それと同時に、学生の同地域への関心を高めるため、同事業を日本の国家や文化の発祥の地である大和・紀伊半島地域の文化的・歴史的価値の再発見のための研究と連動させる。【1-1-21】 8
- 2 お茶の水女子大学と共同で立ち上げた理系女性教育開発共同機構を中心に、女性の理工系進学と理工系女性リーダーへの成長を促すために、多くの女性が中等教育段階の理数教育に興味・関心を示さず、理工系進学を目指そうとしない現状に鑑み、女性の理工系学問への関心を惹起することができる新たな理数教育のモデルを、中等教育のレベル、大学教育のレベル、それぞれに確立する。【1-1-22】 9
- 3 理工系の中でもとりわけ女性の進学の少ない工学に女性の興味・関心を誘うために、従来から多くの女性の支持を得てきた生活科学と工学を融合させ、技術革新を生活の革新につなげる通常の工学とは異なり、生活の必要を技術革新に結びつける、生活工学という先端的領域を切り開き、理工系教育の新たなあり方を確立する。【1-1-23】 10

## （2）教育の実施体制等に関する目標

学生が自らの感性を育み、主体的に学び、成長していける環境を保証するために、適切な教育環境の整備を行う。【1-2-1】

## （2）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 1 アクティブラーニングを支えるために、無線LAN環境やICT環境の整った多目的コモンスペースを順次整備する。また図書の計画的な増加を図る等、学術情報センターの自習支援機能を強化する。【1-2-11】 11
- 2 今後多様性を増していく学生の修学条件を良好なものにするために、本学が開発したWeb上での託児ニーズとサポーターのマッチングシステムである「ならっこネット」、及び学会等の開催時における「イベント託児システム」等の子育て支援システムの実施等、女性のライフイベントに配慮した教育環境の整備を引き続き行う。【1-2-12】 12

教育の質を保証するために、学生の授業評価アンケート等の各種調査を行い、教育内容を点検・改善する。【1-2-2】

- 1 教育の質を保証するために、学生の授業評価アンケート等の各種調査に基づき、一人一人の教員の教育の実態を把握し、その結果を踏まえて、よりよき教育、及びそれを支える教育体制を構築すべく、FD（教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組）を全学で年1回、各部局においてもさらに年1回実施する。【1-2-21】 13

## （3）学生への支援に関する目標

## （3）学生への支援に関する目標を達成するための措置

就学や生活に困難や不安を抱える学生に対して、一人一人の実情にあった適切な支援が行える体制を構築する。  
【1-3-1】

障害がある学生に対する一人一人の実情に応じた的確な支援を行うために体制を充実する。【1-3-2】

学生の進路選択をサポートするために、多様なキャリアパスに応じた、きめ細かな支援を実施する。【1-3-3】

#### (4) 入学者選抜に関する目標

学力判定に偏ってきた従来の入学者選抜を、学問研究に必要な感性、主体性、学力等を総合的に判定できるものに改めるために、入学者選抜方法の根本的な見直しを行う。  
【1-4-1】

- 1 就学や生活に困難や不安を抱える学生に対して一人一人の実情にあった適切な支援を行うために、相談窓口を適切に設置し、相談内容の共有を図るために窓口間の連携を強化する。また、経済的に支援を必要とする優秀な学生に対する基金を用いた新たな奨学制度を創設するとともに、学内外の各種奨学制度の紹介等を行う。【1-3-11】 14

- 2 新入生に対して、大学での履修や学習をスムーズにできるよう、履修支援等を行う。また、成績不振学生に関しては、引き続き学生支援室学習支援部門において毎年その実態を調査し、調査結果を学部・学科の教育にフィードバックさせることによって対応する。  
【1-3-12】 15

- 1 身体に障害を有する学生や発達障害等の障害を有する学生に対して、一人一人の実情にあった適切な支援を行うために、障害学生支援担当副学長を中心に、臨床心理士等の当該分野の専門家の協力も得て、相談窓口の整備と窓口間の連携を強化することによって、学生が相談しやすい環境を整える。また、発達障害等に関して、研修会を繰り返し実施する等し、教職員がその実態把握に貢献できる体制を構築する。【1-3-21】 16

1 学士課程・修士課程を一貫した教育課程として捉える6年一貫の教育プログラムを確立するにあたり、同プログラム選択者に対しては、入寮資格の付与や特別の奨学制度の適用等、種々の優遇措置を講じる。【1-3-31】 17

- 2 学生の就職活動を支援するために、キャリアカウンセラーの資格を持ったキャリアアドバイザーによる個別相談制度を引き続き実施するほか、卒業生のネットワークを充実させ、そのネットワークを活用したインターンシップ、企業訪問等を実施する。【1-3-32】 18

#### (4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

- 1 アドミッションセンターを設置し、学問研究に必要な感性、主体性、学力等を総合的に判定できる、あるべき入学者選抜方法を研究、開発する。また、アドミッションポリシーの全体的な見直しを行い、平成29年度までに改訂する。【1-4-11】 19

- 2 学生の成長力を適切に判定できる入学者選抜方法の確立に資するために、本学のIR機関である学長調査戦略室を中心に、一人一人の学生の入学前、入学後、卒業後の成長過程をデータを基に把握する。【1-4-12】 20

附属中等教育学校等との高大接続入試の枠組みを設け、理想的な中等教育を行う上で求められる大学入試のあり方について研究する。【1-4-2】

多様な入試により、多様な大学院生を受け入れ、大学のダイバーシティ化を図る。【1-4-3】

- 1 大学入試のあり方は、中等教育のあり方に大きな影響を及ぼす。入学試験対策に偏るが故の早すぎる文理選択や、各教科の暗記科目化等はその悪影響の一つである。そこで附属中等教育学校等と連携し、従来行ってきた「高大連携特別教育プログラム」を踏まえ、高大接続入試の枠組みを新たに設けるなど、逆に中等教育に好影響を及ぼす大学入試とは如何にあるべきかを研究し、平成31年度実施の入試改革に資する。【1-4-21】 2 1

- 1 多様な大学院生を受け入れるために、一般選抜・社会人特別選抜・外国人留学生特別選抜等それぞれのあり方を検討し、必要に応じて見直しを行う。また、学士課程と修士課程を合わせた6年一貫の教育プログラムの確立に伴い、そのプログラムに沿って修士課程に進学する学生に対して学力検査を課さない特別な入学制度を確立する。【1-4-31】 2 2

## 2 研究に関する目標

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

奈良女子大学の、「ミッションの再定義」によって明らかにされた「強み」や、そこから導かれた前文で述べた三つの「戦略的な中期目標」を実現するために特色ある研究を進めるとともに、学内外に存在する多様な研究者の交流、連携を積極的に進め、各分野において世界に通用する先端的で独創的な研究を行う。【2-1-1】

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 1 古代国家発祥の地であり、長く日本社会の宗教的中心であり、さらにはユネスコから世界文化遺産に指定された世界史的重要性を持った地域である古都奈良に立地するという恵まれた環境を活かし、日本文化や社会の特異性のみならず、普遍性、世界性を発見し、それを通じて「日本研究」と「外国研究」の双方向的な対話を促進、我が国の人文・社会諸科学の新たな地平を開く。そのために、従来から存在する共生科学研究センター、古代学学術研究センター、文学部なら学プロジェクト等を土台に国際的な日本文化研究交流拠点を設立し、それらの連携のもと世界的な日本文化や社会の研究ネットワークを形成する。【2-1-11】 2 3

- 2 本学の「強み」を活かした特色ある研究を進めるために、「ミッションの再定義」において「強み」とされた「基礎物理学・分子科学・基礎生物学・高エネルギー物理学」の研究を推進し、「研究論文に着目した日本の大学ベンチマーキング2015」で使用された論文の質(Q値)と量(V値)に関する指標におけるV値の引き上げを目指す一方、Q2を維持する。また、生活科学と工学を融合させた新分野、生活工学を立ち上げ、技術を基礎に生活を革新する従来の工学と異なり、むしろ生活を基礎に技術を革新する、諸技術を俯瞰し統合する能力がより強く求められる新たな工学を確立する。【2-1-12】 2 4

- 3 「ミッションの再定義」において「強み」とされた「生活科学におけるフロンティア教育」の研究上の基盤を強化するために、衣食住を基盤とした健康と文化に関する研究、特に心と体の健康フロンティア研究と情報技術を基盤とした衣環境フロンティア研究を幅広い視点から展開するための共同研究型プロジェクトを立ち上げ、研究成果を学会やセミナー等で国内外に情報発信する。【2-1-13】 2 5

(2) 研究実施体制等に関する目標

研究目標・課題を達成するために、実験設備等の有効活用を行う。また、研究者にその能力を十分に発揮させるために、研究に従事しやすい環境を整備する。【2-2-1】

研究の質を向上させるために、教育、研究、社会貢献等、多角的に研究者の活動を把握し、評価に反映させる。【2-2-2】

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標

地域の生涯学習ニーズに応え、奈良女子大学が保有する研究成果を活かして産学官連携を推進する等、種々の社会貢献事業に取り組む。【3-1-1】

- 4 国立女子大学として女性リーダーを長年輩出し続けてきた特色ある伝統を踏まえ、現在求められているグローバル社会における「女性活躍推進」や「ジェンダー平等の達成」に必要な諸課題を研究するために、アジア・ジェンダー文化研究センターの機能を拡充し、研究年報の発刊や、年1回の国際シンポジウム、年3回の研究会の開催等の活動を行う。また国内外のジェンダー・女性学研究機関や研究者との連携を図り、グローバルなジェンダー研究ネットワークの拠点形成を図る。【2-1-14】 26

- 5 個別細分化し過ぎた日本の科学の現状を克服するために、国内外の大学や研究機関との共同研究を推進するとともに、研究企画室を中心に全学レベルの公開研究交流セミナーを定期的実施する等、専門の壁を越えた研究交流を活発化させ、異分野間のマッチングを促進する。【2-1-15】 27

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 1 研究環境を維持・改善していくために、共通実験設備を充実し、実験設備や情報機器の登録、相互融通を進め、学内諸設備の有効活用を促進する。【2-2-11】 28

- 2 研究者にその能力を十分に発揮させるために、ダイバーシティ化を進め、「ならっこネット」及び「イベント託児システム」等の子育て支援システムを実施する等、男女の区別なく研究に従事しやすい環境にするとともに、若手教員に対して研究力を向上させるためのメンター（支援者）を配置する。【2-2-12】 29

- 3 研究者が一定期間集中して研究に取り組めるために、平成26年度に導入したサバティカル制度の積極的な活用を行う。【2-2-13】 30

- 1 評価システムの質を向上させるために、研究業績等の研究者情報データベースへの入力を義務化し、研究の実情の正確な把握を可能にする。【2-2-21】 31

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

- 1 大学周辺地域に限らず、本学と包括的連携協定を結んだ奈良県南部地域を含めた住民の生涯学習ニーズに応えるために、開催地域を広げ公開講座を実施する。【3-1-11】 32

- 2 本学の保有する研究成果を活かした産学官連携を推進するために、シーズ集を作成する等、本学の保有する研究成果を積極的に公表する。【3-1-12】 33

従来の実績を踏まえ、地域の自治体等との連携の下、大和・紀伊半島地域の地方創生に取り組む。古都奈良に立地するという恵まれた環境を活かし、奈良女子大学を国際的な日本文化・日本社会研究の交流拠点にする試みと重ねてそれに取り組む。【3-1-2】

- 3 大学及び附属学校が保有する歴史史料等を、その史料的価値の高さに鑑み研究の一環として整理し、社会に公開する。【3-1-13】 34
- 1 大和・紀伊半島地域の地方創生を図るために、地域の自治体及び大学等と連携し、同地域の歴史的、とりわけ世界史的価値の再発見に取り組み、それを学術研究論文や研究書及び観光ガイドブック（日英両文）にまとめ、それをもとに、地域の観光開発、産業振興、教育振興、コミュニティー再生に取り組む。さらに地域理解を深めるために大和・紀伊半島地域をフィールドにした教育を立ち上げる。【3-1-21】 35
- 2 大和・紀伊半島地域が何故に世界文化遺産に指定されるに相応しい、世界史的価値を持った地域であるのかを解明するために、新たに設立する国際的な日本文化研究交流拠点を中心に、自治体等の協力を得て、同地域において国際的シンポジウムやセミナーを開催し、それを「地方創生」にもつなげる。【3-1-22】 36

#### 4 その他の目標

##### (1) グローバル化に関する目標

留学の奨励、留学生の受け入れ、さらには教員や大学院生の研究の国際発信力を高めることを通じて、大学のグローバル化を推進する。【4-1-1】

研究における国際的な交流・連携活動を推進し、奈良女子大学が「戦略的な中期目標」に掲げる分野において、初の国際的な交流拠点の形成を目指す。【4-1-2】

#### 4 その他の目標を達成するための措置

##### (1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

- 1 留学を奨励し、留学生の受け入れを拡大するために、留学希望者のための英語教育、受け入れ留学生のための日本語教育、英語による教育を拡充し、平成33年度には留学生の派遣100名（約30%増）、受入250名（約80%増）を達成する。また、世界各地で催される日本留学フェアに参加する等、系統的な広報活動を行い、海外の大学等との国際交流協定を積極的に締結する。さらにダブルディグリープログラムを推進する。【4-1-11】 37
- 2 本学の研究の国際発信力を高めるために、本学における国際学会の開催を援助し、また、大学院生の国際学会や国際研究集会における発表を奨励、支援する。【4-1-12】 38
- 1 大和・紀伊半島を舞台に日本文化の普遍性、世界性を発見するという作業は、世界中の日本研究者の関心を惹く作業である。その作業を国際的な交流の中で行うために、新たに設立する国際的な日本文化研究交流拠点を中心に、日本研究の世界的ネットワークを立ち上げ、定期的にシンポジウムを開催する等、人と情報の交流を活発化させる。さらにはその取り組みと合わせて、大和・紀伊半島をフィールドに、日本の自然・社会・文化の研究をテーマにしたサマースクール等を開催し、留学生受入目標（250名）の達成に資する。【4-1-21】 39

(2) 附属学校に関する目標

大学教育のあり方は初等・中等教育のあり方と深く連動する。従って大学教育の改革は初等・中等教育の改革を伴わなくてはならない。加えて国立大学の附属学校は、現在の教育が抱える諸問題に答えを用意する実験校、模範校でなくてはならない。そこで第一に、今日我が国の大学が直面している大きな課題、女子の理工系進学を増加させるに

はどうすればよいか、あるいは学力判定に偏らない高大接続を実現するにはどうすればよいかといった課題に解答を用意すべく、教育実験の場として活用する。さらには後期中等教育と大学教育の間だけでなく、あらゆる段階における教育間の接続教育のあり方について検討し、その理想について提言する。そして第二に、「いじめ」等現在の教育が抱える難題について、地域の教育委員会等とも協力し、研究する。【4-2-1】

- 2 本学をグローバルな知の交流拠点として発展させるために、地球温暖化、自然災害の多発、少子高齢化等、「課題先進国」日本の抱える現代的課題の生活科学的・学際的研究、及び「ミッションの再定義」において本学の「強み」とされた「基礎物理学・分子科学・基礎生物学・高エネルギー物理学」の研究において先端的研究を行い、その成果を世界に発信する。【4-1-22】 4 0

(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- 1 女子の理工系進学を促進するために、附属中等教育学校の10年に及ぶSSH校（文部科学省により指定を受けた先進的な理数教育を実施する高等学校等）としての実績等も踏まえ理系女性教育開発共同機構と各附属学校が連携して、初等・中等教育課程における、女子の興味・関心を惹くことができる新たな理数教育のあり方を研究、開発する。さらにはその過程で考案された教育方法を、各附属学校において積極的に導入・検証する。【4-2-11】 4 1
- 2 学力判定に偏らない大学入学判定の方法が確立し「入試のための勉強」が取り払われたとき、初等・中等教育課程の教育がどう変わり、またどのように大学における教養教育・専門教育と結びつけられるべきかを検討するとともに、国際理解教育カリキュラムの実践を通して教科横断型カリキュラムの研究開発の取組を計画し、今後あるべき中等教育のあり方について提言する。【4-2-12】 4 2
- 3 教育は如何に段階づけられ編成されるのが「子供」の成長にとって合理的かを研究するために、附属幼稚園・附属小学校においては幼小一貫教育（初等教育学校構想）を、附属中等教育学校において引き続き6年一貫（中・高接続）教育を推進するとともに、「高大連携特別教育プログラム」を拡大する等、各級教育の接続実験を行い、その成果を社会に公表する。【4-2-13】 4 3
- 4 大学教育と一体化した教育実習や教育研究を行うために、実習は原則として附属学校において行う体制を維持する。【4-2-14】 4 4
- 5 いじめ問題等の地域や学校現場が現在抱える問題を解決するために、地域の教育委員会等との連携のあり方も含め、解決の方法を研究する。【4-2-15】 4 5

業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 組織運営の改善に関する目標

学長のリーダーシップを強化し、学内資源の全体的な判断に基づく合理的な配分を実現するために、学部・学科等

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- 1 戦略的な組織運営を行うために、業務統括会議（理事のみで構成）や企画推進会議（理事及び各学部長・研究科長で構成）を定期的を開催するとともに、教育研究の重要事項や特定

の壁を越えた戦略的な組織運営を行う。また、大学運営上重要な分野に関しては理事でない副学長をおき運営体制を強化する。あわせて組織運営の改善には経営協議会の学外委員や監事等の意見を積極的に取り入れ、透明性のある開かれた大学運営を行う。【5-1-1】

機能的な組織運営を行うために、教育研究をはじめ大学の機能を支える人材を確保し、その能力を十分に発揮させることができる人事制度を取り入れ、柔軟に運用する。【5-1-2】

女性人材育成の伝統と実績に基づき、男女共同参画社会をリードするために、高い専門性を持った女性リーダーの育成を推進する。【5-1-3】

2 教育研究組織の見直しに関する目標

本格的な専門研究の経験の場となる大学院教育は女性リーダーとしての成長にとって重要である。そこで平成 26 年度に実施された学部改組を踏まえ、平成 30 年度には大学院博士前期課程の改組を、平成 32 年度には大学院博士後期課程の改組を実施する。また平成 28 年度にはお茶の水女子大学と共同で大学院生活工学共同専攻を設置する。【5-2-1】

のプロジェクトの責任者となる副学長を配置し、理事、副学長、部局長等による学長補佐体制を確立する。また、学長調査戦略室において、学内外の情報を収集・分析し、長期ビジョンの策定に寄与する。【5-1-11】 4 6

- 2 透明性のある開かれた大学運営を行うために、経営協議会の学外委員等への情報提供を適切に行い、その意見を組織運営に積極的に反映させる。また、監事監査機能を強化し、定期的に監査報告を受けるとともに、役員会後に月 1 回理事と監事の懇談会を設ける等、日常的に監事から監査の視点に立ったアドバイスを受けられるようにする。【5-1-12】 4 7

- 1 機能的な組織運営を行うために、大学の戦略に沿った教職員の適正配置と事務組織の検証を行う。また、多様な人材の確保と優秀な人材の登用のために、専門性を有する人材の活用や、事務職員のキャリアパスの提示を行う。【5-1-21】 4 8

- 2 機能的な組織運営を行うために、業績評価システムを検証しつつ適切に評価を実施し、その結果に応じた処遇を行う。【5-1-22】 4 9

- 3 教員の流動性を高め、教育研究活動を活性化するために、年俸制及びクロスアポイントメント制を活用し、人事制度を弾力化する。年俸制については、優れた研究者を確保できるように業績評価システムを改善しながら推進し、導入教員の割合 12%を確保する。【5-1-23】 5 0

- 1 男女共同参画推進のためのアクションプランを実施し、女性教員が占める割合を 35%に引き上げるとともに女性管理職が占める割合を 15%に引き上げる。【5-1-31】 5 1

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 1 平成 26 年度に学部の壁を越えて実施された学部の改組を踏まえ、目下の日本の課題である、グローバルに活躍できる地域女性リーダー、理工系女性リーダー等各界各層で活躍できる女性リーダーを育成するために、平成 30 年度には大学院博士前期課程の改組を、平成 32 年度には大学院博士後期課程の改組を実施する。【5-2-11】 5 2

- 2 平成 26 年度に採択された国立大学改革強化推進事業「大学の枠を越えた科学技術創造立国の中核となる理工系女性リーダー育成拠点の構築 理工系女性教育開発共同機構及び大学院共同生活工学専攻の設置」の一環として、お茶の水女子大学と共同で、平成 28 年度に大

	<p>学院生活工学共同専攻を設置し、新たな工学分野「生活工学」を立ち上げる。【5-2-12】 5 3</p>
<p>3 事務等の効率化・合理化に関する目標 大学運営に機動的に対応するために、事務処理能力を向上させ、業務の効率化・高度化を推進する。【5-3-1】</p>	<p>3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 1 経営支援機能を強化するために、学長調査戦略室において学内外情報を収集するとともに達成度分析等の定量データを蓄積し、その分析結果を基に補強すべき取組を明らかにすることにより機動的な経営支援体制を構築する。【5-3-11】 5 4</li> <li>- 2 大学運営に対する事務職員の参加意識を高めて、組織運営を効率化・高度化するために、種々の運営組織における教職協働体制を強化する。【5-3-12】 5 5</li> <li>- 3 事務職員の育成方針に沿った研修を体系的に実施するとともに、専門的知識や経験を有する人材を確保するために、独自の選考採用を実施する。【5-3-13】 5 6</li> </ul>
<p>財務内容の改善に関する目標 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標 経営基盤強化のために、外部資金等の積極的な確保に努め、自己収入の増加に取り組む。【6-1-1】</p>	<p>財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 1 外部研究資金の獲得を促進するために、科学研究費助成事業の採択に向けた科学研究費助成事業の審査結果「A」の不採択者を対象にした学内助成等を引き続き行う。また、先端的研究を通じて、大和・紀伊半島学研究所は最低年間2件、アジア・ジェンダー文化学研究センターは最低年間1件の外部資金を獲得する。【6-1-11】 5 7</li> <li>- 2 留学生支援、国際交流、教育研究環境等を充実・発展させるために、同窓会組織である佐保会の活動や卒業生の活躍を広報活動の中で取り上げる機会を増やす等、ステークホルダーとの連携を強化し、寄附金の増加に向けた全学的な取り組みを通じて年間平均寄附受入総額5,000万円を達成する。【6-1-12】 5 8</li> </ul>
<p>2 経費の抑制に関する目標 経営資源を有効活用するために、経費の効率的使用を実現する。【6-2-1】</p>	<p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 1 省エネルギー対策を積極的に推進し、電気使用量の可視化を図る等光熱量を削減する。また、教職員の経費削減に対する意識を高めるために、研修会の実施や財務資料等の提供を定期的に行う。また、事務経費等管理的経費を抑制するために、業務改善・合理化の取組を調査・検討し、有効と判断されるものを実施・推進する。【6-2-11】 5 9</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 2 財務データ等実績に基づく財務分析を実施し、学内の資源配分を戦略的かつ重点的に実施する。また、経費使途の明確化を図り一般管理費比率を抑制する等、一層の財務内容の改善に取り組む。【6-2-12】 6 0</li> </ul>
<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <p>経営基盤強化のために、大学の資産が、効果的・効率的な運用がなされているか定期的に点検し、管理の徹底や改善を行う。【6-3-1】</p>	<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 1 効果的・効率的な運用を行うために、学内資産の管理状況等を定期的に点検し、適切な管理を徹底する。【6-3-11】 6 1</li> <li>- 2 資金の有効活用を図るために、定期的に資金管理計画を作成し、効率的な資金繰りによる利益の確保に努め、その運用益を大学運営に充てる。【6-3-12】 6 2</li> </ul>
<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実にに関する目標</p> <p>教育研究活動の質を保証し、効率的な大学運営を行うために、継続的に客観的な自己点検・評価を行い、改善に寄与する。【7-1-1】</p>	<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 評価の充実にに関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 1 客観的な自己点検・評価を行うために、評価指標の設定を含め、実施方法を見直し、その結果を大学運営の改善に反映させる。また、学長調査戦略室において、必要な情報を収集する。【7-1-11】 6 3</li> </ul>
<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</p> <p>教育研究活動及び大学運営に関する情報を社会に積極的に公開するとともに発信し、国立大学法人としての説明責任を果たす。【7-2-1】</p>	<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 1 国立大学法人として求められる社会への説明責任を引き続き果たすために、大学の教育研究活動や運営等に関し、大学ポートレートや大学のホームページ等の各種広報メディアを活用し、積極的に情報を公開するとともに発信する。【7-2-11】 6 4</li> </ul>
<p>その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <p>キャンパス・マスタープランに基づき、安全で良好なキャンパス環境を整備し、戦略的な施設マネジメントを行う。【8-1-1】</p>	<p>その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 1 学長のリーダーシップの下、大学のビジョンとの整合性の観点からキャンパス・マスタープランを適時点検し、必要に応じて見直しを行う。【8-1-11】 6 5</li> <li>- 2 戦略的に施設マネジメントを行い学び働きやすい安全なキャンパスを創造するため、キャンパス・マスタープランに基づき、寄附金等多様な財源を視野に入れるとともに国の財政措置の状況を踏まえ、バリアフリー化等ダイバーシティ環境の整備を進め、あわせてコストと資産維持とのバランスに配慮し、既存施設を有効活用し計画的に維持管理する。【8-1-12】 6 6</li> </ul>
<p>2 安全管理に関する目標</p>	<p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p>

<p>教育研究環境の安全確保と、緊急時対応のために、安全管理体制を整備し充実する。【8-2-1】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 1 安全管理と事故防止のために、大規模災害に対する危機管理体制等の点検を行い、危機管理マニュアルを逐次改訂する等、全学的な安全管理体制を整備・充実するとともに、安全管理に関する研修等を実施する。【8-2-11】 6 7</li> <li>- 2 安全な労働環境を構築するために、衛生管理者資格の取得を教職員に推奨する等、職場巡視の際の点検項目の共通理解を教職員と学生に広げ、全学的な安全衛生体制を強化する。【8-2-12】 6 8</li> <li>- 3 環境安全管理センターが主導して、引き続き薬品管理支援システム（IASO）を活用した毒物・劇物の管理を徹底するとともに、放射線障害予防委員会と情報を共有しながら、放射性同位元素等の管理を徹底する。【8-2-13】 6 9</li> </ul>
<p>3 法令遵守等に関する目標 法令を遵守した適正な法人経営を行い、研究活動の不正行為等を防止する。【8-3-1】</p> <p>情報管理を徹底するとともに、情報セキュリティを強化する。【8-3-2】</p>	<p>3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 1 研究者倫理、公的研究費の適正な執行、研究活動の不正行為の防止、及び公益通報者保護等に関しての法令及び学内規程の遵守について、教職員や学生に対するeラーニングによるものも含めた各種研修会の実施、助成金の受入状況調査等を含めた学内監査の適正実施、監査結果の学内周知等によるさらなる徹底を行い、コンプライアンス推進体制を強化する。【8-3-11】 7 0</li> <li>- 2 研究助成金等の受け入れにあたって、それぞれの教職員が個人経理等について不適切な管理をしていないかを自己点検するためのチェックシートを作成し、適正な執行がなされているか定期的に確認する。【8-3-12】 7 1</li> <li>- 1 新任教職員研修や新入生教育において、情報倫理教育及び情報セキュリティ教育を実施する。また、情報システムの適正な運用を行うとともに、情報セキュリティ管理のガイドラインを整備し、情報セキュリティインシデントを未然に防止する機能を強化する。【8-3-21】 7 2</li> </ul>
	<p>(その他の記載事項)(別紙に整理)</p> <p>予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画 短期借入金の限度額 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 剰余金の使途 その他 1.施設・設備に関する計画 2.人事に関する計画 3.中期目標期間を超える債務負担 4.積立金の使途</p>

中期目標原案	中期計画案						
	<p>別紙</p> <p>予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙参照</p> <p>短期借入金の限度額 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額 858,591 千円 2 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。</p> <p>重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 （計画なし）</p> <p>剰余金の使途 毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、施設の老朽改善を含め教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。</p> <p>その他 1 施設・設備に関する計画</p> <table border="1" data-bbox="958 1034 1787 1305"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>予定額（百万円）</th> <th>財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模改修</td> <td>総額 132</td> <td>（独）大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 （132）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1）施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。</p> <p>（注2）小規模改修について平成28年度以降は平成27年度同額として試算している。</p>	施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源	小規模改修	総額 132	（独）大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 （132）
施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源					
小規模改修	総額 132	（独）大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 （132）					

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

## 2 人事に関する計画

- ・教育研究活動を活性化するため、年俸制及びクロスアポイントメント制の人事制度を柔軟に運用し、大学の戦略に沿った教職員の適正配置を行うとともに、年俸制教員比率を12%以上とする。
- ・男女共同参画の基本方針に基づく施策を推進し、女性教員比率を35%以上、女性管理職比率を15%以上にする。
- ・事務職員の育成方針に沿った研修を体系的に実施し能力開発を推進するとともに、専門的知識や経験を有する人材を確保するため、独自の選考採用試験を実施する。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 21,824 百万円(退職手当は除く。)

## 3 中期目標期間を超える債務負担 (計画なし)

## 4 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。  
学生が主体的に学び、成長するための教育環境の整備費の一部  
日本人学生及び外国人留学生のための学生宿舍整備費の一部  
その他、教育、研究に係る業務及びその附帯業務

中 期 目 標 原 案	中 期 計 画 案																																												
	(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画																																												
	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">1. 予 算</div>																																												
	平成 28 年度～平成 33 年度 予算																																												
	(単位：百万円)																																												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  運営費交付金</td> <td style="text-align: right;">20,263</td> </tr> <tr> <td>  施設整備費補助金</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>  船舶建造費補助金</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>  大学改革支援・学位授与機構施設費交付金</td> <td style="text-align: right;">132</td> </tr> <tr> <td>  自己収入</td> <td style="text-align: right;">10,517</td> </tr> <tr> <td>    授業料及び入学料検定料収入</td> <td style="text-align: right;">10,204</td> </tr> <tr> <td>    附属病院収入</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>    財産処分収入</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>    雑収入</td> <td style="text-align: right;">313</td> </tr> <tr> <td>  産学連携等研究収入及び寄附金収入等</td> <td style="text-align: right;">1,485</td> </tr> <tr> <td>  長期借入金収入</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">32,397</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  業務費</td> <td style="text-align: right;">30,780</td> </tr> <tr> <td>    教育研究経費</td> <td style="text-align: right;">30,780</td> </tr> <tr> <td>    診療経費</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>  施設整備費</td> <td style="text-align: right;">132</td> </tr> <tr> <td>  船舶建造費</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>  産学連携等研究経費及び寄附金事業費等</td> <td style="text-align: right;">1,485</td> </tr> <tr> <td>  長期借入金償還金</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	収入		運営費交付金	20,263	施設整備費補助金	0	船舶建造費補助金	0	大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	132	自己収入	10,517	授業料及び入学料検定料収入	10,204	附属病院収入	0	財産処分収入	0	雑収入	313	産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,485	長期借入金収入	0	計	32,397	支出		業務費	30,780	教育研究経費	30,780	診療経費	0	施設整備費	132	船舶建造費	0	産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,485	長期借入金償還金	0
区 分	金 額																																												
収入																																													
運営費交付金	20,263																																												
施設整備費補助金	0																																												
船舶建造費補助金	0																																												
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	132																																												
自己収入	10,517																																												
授業料及び入学料検定料収入	10,204																																												
附属病院収入	0																																												
財産処分収入	0																																												
雑収入	313																																												
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,485																																												
長期借入金収入	0																																												
計	32,397																																												
支出																																													
業務費	30,780																																												
教育研究経費	30,780																																												
診療経費	0																																												
施設整備費	132																																												
船舶建造費	0																																												
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,485																																												
長期借入金償還金	0																																												

計

32,397

## 〔人件費の見積り〕

中期目標期間中総額 21,824 百万円を支出する。（退職手当は除く。）

注) 人件費の見積りについては、平成 29 年度以降は平成 28 年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人奈良女子大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

## 〔運営費交付金の算定方法〕

毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

## 〔基幹運営費交付金対象事業費〕

「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。D ( y - 1 ) は直前の事業年度における D ( y )。

- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
- ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。
- ・ 学長裁量経費。

「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E ( y - 1 ) は直前の事業年度における E ( y )。

- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員（にかかる者を除く。）の人件費相当額及び教育研究経費。
- ・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
- ・ 法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の人件費相当額及び管理運営経費。
- ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要な経費。

「機能強化経費」：機能強化経費として、当該事業年度において措置する経費。

## 〔基幹運営費交付金対象収入〕

「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収

容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。(平成28年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外。)

「その他収入」：検定料収入、入学料収入(入学定員超過分等)、授業料収入(収容定員超過分等)及び雑収入。平成28年度予算額を基準とし、第3期中期目標期間中は同額。

〔特殊要因運営費交付金対象事業費〕

「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y)$$

1. 毎事業年度の基幹運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) D(y) = D(y-1) \times (\text{係数})$$

$$(2) E(y) = \{E(y-1) \times (\text{係数})\} \times (\text{係数}) \pm S(y) \pm T(y) + U(y)$$

$$(3) F(y) = F(y)$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

D(y)：教育研究等基幹経費( )を対象。

E(y)：その他教育研究経費( )を対象。

F(y)：機能強化経費( )を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

G(y)：基準学生納付金収入( )、その他収入( )を対象。

S(y)：政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T(y)：教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U(y)：教育等施設基盤調整額。

施設マネジメントにおける維持管理の状況に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特異要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$B(y) = H(y)$$

H(y) : 特殊要因経費( )を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

【諸係数】

(アルファ) : 機能強化促進係数。 1.0%とする。

第3期中期目標期間中に各国立大学法人における教育研究組織の再編成等を通じた機能強化を促進するための係数。

(ベータ) : 教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、運営費交付金で措置される「機能強化経費」及び「特殊要因経費」については、平成29年度以降は平成28年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成28年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「教育研究組織調整額」及び「教育等施設基盤調整額」については、0として試算している。また、「政策課題等対応補正額」については、平成29年度以降は、平成28年度と同額として試算している。

## 2. 収支計画

平成 28 年度 - 平成 33 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	32,448
經常費用	32,448
業務費	29,556
教育研究経費	5,306
診療経費	0
受託研究費等	992
役員人件費	733
教員人件費	17,758
職員人件費	4,767
一般管理費	1,288
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	1,604
臨時損失	0
収入の部	32,448
經常収益	32,448
運営費交付金収益	19,895
授業料収益	7,740
入学金収益	1,252
検定料収益	296
附属病院収益	0
受託研究等収益	992
寄附金収益	427
財務収益	4
雑益	309

資産見返負債戻入	1,533
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

### 3. 資金計画

平成 28 年度～平成 33 年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	32,901
業務活動による支出	30,844
投資活動による支出	1,553
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	504
資金収入	32,901
業務活動による収入	32,265
運営費交付金による収入	20,263
授業料及び入学料検定料による収入	10,204
附属病院収入	0
受託研究等収入	992
寄附金収入	493
その他の収入	313
投資活動による収入	132
施設費による収入	132
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前中期目標期間よりの繰越金	504

	注) 施設費による収入には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における施設費交付事業にかかる交付金を含む。
--	---

中期目標原案		中期計画案	
別表1 (学部、研究科等)		別表 (収容定員)	
学部	文学部 理学部 生活環境学部	学部	文学部 632人 理学部 620人 生活環境学部 728人
研究科	人間文化総合科学研究科	研究科	人間文化総合科学研究科 510人 うち博士前期課程 396人 博士後期課程 114人